

4月1日から

『原則屋内禁煙』が義務付けられます

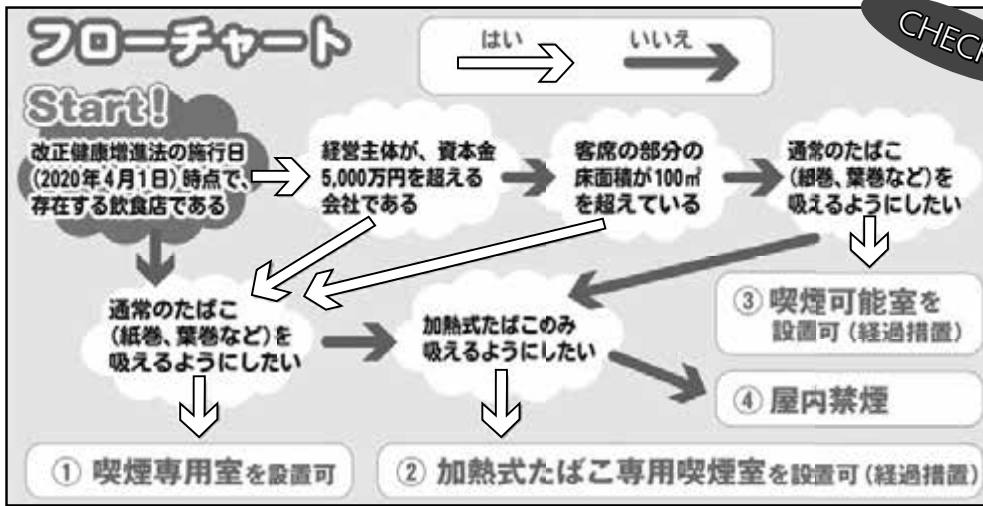
くわしくは

県東西健康福祉センター健康対策課 ☎0289(62)6225
市健康課 ☎(21)2756

改正健康増進法により、飲食店、喫茶店、ホテル・旅館、企業のオフィス、集会所など、全ての施設・事業所などは、原則屋内禁煙が義務付けられることになりました。

ただし、例外として一定の基準を満たした喫煙室の設置は認められています。飲食店などの喫煙室設置については、お店の設置時期・資本金・客席面積などにより異なります。詳しくは下の図をご覧ください。

店舗経営者などの管理権限者に対しては、標識の設置や喫煙所に20歳未満(従業員・客を含む)を立ち入らせない義務の他、さまざまな義務が課せられています。なお、義務違反者に対しては、最大50万円以下の罰金が発生する場合があります。
詳しくは県専用ホームページ「健康長寿とちぎWEB」(<http://kenko-choju.tochigi.jp>)を1覧ください。



成年被後見人の印鑑登録について

くわしくは 市民課 ☎(21)5111

日光市印鑑条例の一部改正により、印鑑登録資格がなかった成年被後見人について、次の条件を満たす方については印鑑登録ができるようになります。

条件：法定代理人が同行の上、成年被後見人本人が来庁し印鑑登録の申請の意思を示した場合

施行期日：令和2年4月1日

※印鑑登録していた方が成年被後見人となった場合には、印鑑の登録が抹消されます。成年被後見人に印鑑登録の申請の意思がある場合には、再度登録が必要となります。詳しくは法定代理人の方がお問い合わせください

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度は、相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出することで、登記官が法定相続人が誰であることを証明する制度のことです。

この制度を利用することで、法務局から「法定相続情報一覧図」が交付されます。

制度の詳しい内容は、法務局ホームページ(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>)をご覧ください。

手続きに関する相談がある場合は、宇都宮地方法務局日光支局(☎21-0309)へ電話予約してください。

～制度を利用するメリット～

- ① 戸除籍謄抄本一式に代えることができます
- ② 証明書の手数料は無料です
- ③ 相続手続きに必要な枚数が交付されます
- ④ 複数の相続手続きがある方は特に便利です
※預貯金の払い出しなど
- ⑤ 相続税の申告や金融機関などで利用できます

イベント出店業者の登録を受け付けます

「イベント出店業者の登録」とは？

姉妹都市などで開催されるイベントで、市の特産品をはじめ飲食物産品の試食・販売などの出店依頼があった際、出店業者の公平な選定を行うため、また、市の物産の振興、市内事業者の販路開拓などに寄与するために、出店を希望する業者の登録を行います。

登録業者の方には、市に出店依頼のあったイベント情報をメールでお知らせします。市のネームバリューを生かし、市外のお客さまへのPR・販路拡大にぜひご活用ください！なお、令和元年度は姉妹・友好都市のイベントや、東京スカイツリータウンソラマチにある県アンテナショップでのイベントなどから出店依頼がありました。

登録する条件は？

次の全てを満たす事業者
①市内で「飲食または物産の製造業」

くわしくは 商工課 ☎(21)5136

- ①「小売業」「飲食業」を営む
- ②市内に「店舗」または「製造所」などの拠点を持つ
- ③反社会的勢力に関係していない
- ④市のPRとなるような出店内容

登録する方法は？

「イベント出店登録票」に必要な事項を記入の上、商工課へメール (shoko@city.niko.g.jp) または郵送してください。

※登録様式は問合先窓口の他、市ホームページからもダウンロード可



昨年10月のイベント出店の様子

日光市立地適正化計画の事前周知を開始します

くわしくは 都市計画課 都市計画係 ☎21-5102

立地適正化計画とは

平成26年の「都市再生特別措置法」改正により創設された制度です。人口減少や少子・高齢社会にあっても、鉄道やバスなどの公共交通を利用しやすく、また、その周辺に生活に必要な施設などを集め市民の生活やまちの活力の拠点となる市街地を維持し、暮らしやすく持続可能なまちづくりを進めるための計画です。

計画の概要

主な市街地に居住を誘導する「居住誘導区域」と日常生活に必要な都市機能(福祉、子育て支援、商業、医療、金融など)を誘導する「都市機能誘導区域」を定め、それらの誘導を支援することでコンパクトシティを推進します。

事前の届出が必要となります

都市機能(誘導施設として定める施設)や居住施設について一定規模以上の開発・建築を行う場合は事前に届出が必要です。

計画の期間

令和3年度～令和22年度(20年間)

※令和2年度から1年間を計画の周知期間とします。パンフレットや届出に関するチラシは、都市計画課窓口、または市ホームページをご覧ください



コンパクトシティのイメージ図